

四

三

—
—

の 十 条 事 省 ○

用 振 替 法 の 適

の法發号名
条律行称
項及の及
び根ひ
そ拠記

財務省告示第三十八号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
令第三十号）第五条第十ー項及び政府資金調達
務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
十一項の規定に基づき、平成三十一年一月二
日に發行した割引短期國債及び政府短期証券
發行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年二月八日

五

イ

口 イ

方 募

六

イ

發

入 価 行 争 非 者 特 国
 札 格 行 入 価 ・ 別 債
 発 競 札 格 第 参 市
 行 争 額 發 競 I 加 場

入 価 法 入
 札 格 決 定
 發 競 行 争 の

千額し七百第一会資財は發四う円額
 万面た条三四項計金政、行十ち面
 円金政第十項、に法法額し六、金
 額府一六、第関第第面額
 で短項条第九す九七割第別で
 二期の第九十る条条
 千証規一十四法第第
 九券定項五条律一一兆
 百にに及条第第項項
 九つ基び第二八並、
 十いづ第一項十び財
 九てき百項、三に政
 億は發三、同条特融
 九、行十第条第別資

込 募 各 当 も 各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場 その
 額範特 のう
 を囲別 応ち
 割内参 募応
 りに加 額募
 当お者 を価
 ていご 順格
 るてと 次の
 。各の 割高
 申応 りい
 価一を場で
 格国定特あ
 競債め別つ
 争市る参て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 「加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。I以度債
 非下額市

十 二	口 イ 一	十 八	九 八	七										
償 還 期 限	行 入 札 發 競 I	争 債 格 加 場 行 爭 格 日	非 者 別 債 市 競 I	特 国 札 第 參 市 競 I	入 債 札 格 競 I	低 額 面 札 金 發 競 I	行 債 債 競 I	争 債 債 競 I	者 別 債 金 額 競 I	特 国 札 第 參 市 競 I	行 債 債 競 I	争 債 債 競 I	者 別 債 金 額 競 I	特 国 札 第 參 市 競 I
た だ し 、 償 還 期 一 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 三 十 二 年 一 月 が 銀 行 休 業 日 に	八 厘 金 額 上 百 円 に つ き 百 円 十 七 十 百 千 億 億 千 百 三 十 万	額 面 厘 以 上 百 そ れ ぞ れ き の 応 募 債 格 錢	四 面 厘 金 額 十 一 年 に つ づ つ き の 月 月 に つ き 百 円 十 七 十 百 千 億 は よ に 、 に よ る 、 る も の と	額 の 記 三 。 整 載 法 数 又 倍 規 定 金 錄 に 額 は よ に 、 に よ る も の と	振 替 面 額 三 。 整 載 法 数 又 倍 規 定 金 錄 に 額 は よ に 、 に よ る も の と	五 万 円 十 七 億 千 百 三 十 万	三 千 九 百 九 十 七 億 千 百 三 十 万	二 兆 六 百 四 十 億 二 百 三 十 万	一 千 六 百 四 十 十 億 二 百 三 十 万	一 千 九 百 九 十 七 億 二 百 三 十 万	一 千 九 百 九 十 七 億 二 百 三 十 万	一 千 九 百 九 十 七 億 二 百 三 十 万	一 千 九 百 九 十 七 億 二 百 三 十 万

十
六
五
四
三

払 者 入 場 元 償
込 札 所 金 還
期 参 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
三 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 を と
一 か 百 支 き
年 ら 円 払 は
一 通 に う 、
月 知 つ 。 そ
二 を き の
十 受 百 翌 営
一 け た 円 業 日
日 た 者 に